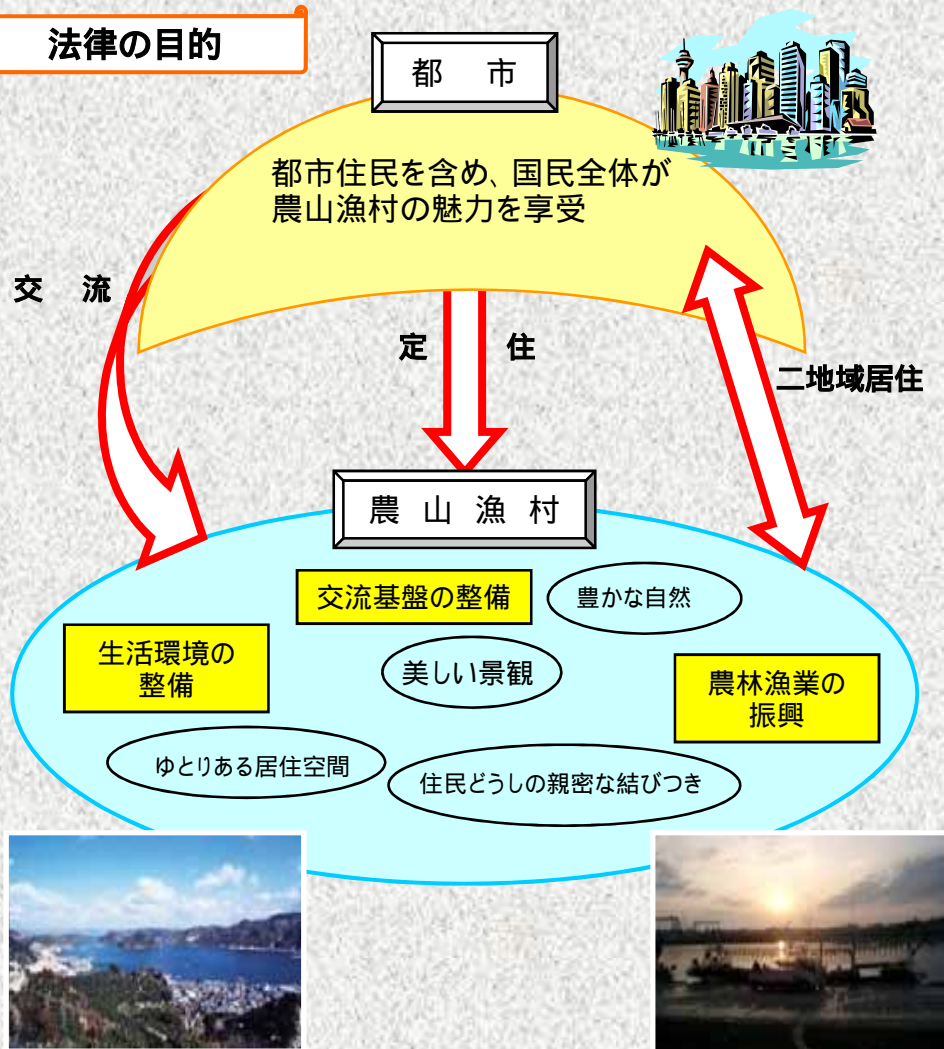


# 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。

## 法律の目的



## 制度の概要

活性化計画の策定

〔都道府県または市町村が単独もしくは共同で作成〕

### 農山漁村活性化法による支援措置

・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付

・市民農園整備促進法に基づく手続の簡略化

・施設用地確保のための農林地等所有権移転等に係る手続の円滑化

### 農林漁業団体等の提案制度

支援

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

## 交付金の概要

地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

### <特 徴>

農・林・水の縦割りがなく、施設を一気に整備することができます。

窓口のワンストップ化により、手続き事務が簡略化されます。

施設間の予算流用や年度間融通を可能とすることで、地域の実情に併せた整備が行えます。

国が提示するメニューだけでなく、地域が提案するメニューも支援します。

都道府県又は市町村への助成です。

### <交付先等>

#### 1. 交 付 先:

都道府県、市町村

#### 2. 事業実施主体:

都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、農林水産業者等の組織する団体等

#### 3. 交 付 率:

定 額

ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3（沖縄県2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10）以内

## 活用事例と効果イメージ

### 交 流



短期の観光・農林漁業体験

農林水産物直売施設  
↓  
農林漁家の所得の向上

直売施設や農産物加工実習施設の整備を支援します

### 二地域居住



年に1~3ヶ月程度の滞在  
平日は都会、休日は農山漁村

滞在型市民農園  
↓  
自家製の農作物栽培等による農業への関心

滞在型市民農園や森林浴歩道の整備を支援します

### 定 住



移住・IJUターン  
既地域住民の定住  
簡易給排水施設等の整備

↓  
良好な生活環境の確保

簡易排水施設や防災安全施設の整備を支援します

### 地域活性化に資する基礎づくり

農業生産施設や生産基盤の整備を支援します



## 東北農政局 農山漁村活性化支援窓口(農村計画部 農村振興課内)

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 7階

電話 022-261-6734 FAX 022-715-8217

E-mail [shiensodan@tohoku.maff.go.jp](mailto:shiensodan@tohoku.maff.go.jp)

ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/shiensodan/madoguti.html>

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の主な事業メニュー

## 生産基盤及び施設の整備

生産基盤の整備や地域産業の振興に必要な施設の整備



農業用排水路の整備



特用林産物生産施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備



新規就農者技術習得管理施設

## 地域間交流拠点の整備

地域資源の活用や農業体験等による地域間交流に必要な施設の整備



農林水産物直売施設の整備



農林漁業体験施設の整備



農山漁村体験施設の整備

## 生活環境施設の整備

良好な生活環境を確保するために必要な施設の整備



定住促進のための空き屋等の改修

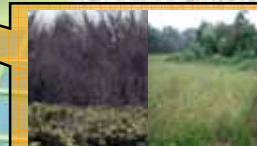


簡易給排水施設の整備



防災安全施設の整備

## その他省令で定める事業



小規模農林地の保全整備  
(法面保護工等)



リサイクル施設の整備  
(たい肥製造施設)

上記のほか、遊休農地解消のためのソフト支援や地域が提案するメニューについても支援